

証券コード 4447
2022年12月8日

株主の皆さまへ

福岡市博多区東比恵三丁目3番24号
株式会社ピー・ビーシステムズ
代表取締役社長 富田和久

第26期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第26期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本株主総会は書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、株主の皆さまには当日のご来場を見合わせていただき、書面又はインターネットによる議決権行使を行っていただきますよう強くご推奨申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、2022年12月22日（木曜日）午後6時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 開催日時 2022年12月23日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）
2. 開催場所 福岡県福岡市博多区博多駅中央街5番3号
ホテルクリオコート博多 4階バロックA B
（末尾の会場ご案内図をご覧ください。）
3. 会議の目的事項
報告事項 第26期（2021年10月1日から2022年9月30日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役1名選任の件
第3号議案 監査役2名選任の件
4. 議決権行使のご案内
（1）書面の郵送による議決権行使
同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年12月22日（木曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。

(2) インターネットによる議決権行使

同封の議決権行使書用紙に記載の当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.net-vote.com/>) にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、2022年12月22日(木曜日)午後6時までには議案に対する賛否をご入力ください。

スマートフォンをご利用の場合は、QRコードにより直接議決権の行使が可能です。(詳細は、次ページをご参照ください。)

(3) 議決権の重複行使の取り扱い

①書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

②インターネットにより、複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.pbsystems.co.jp/>) に掲載させていただきます。

◎決議通知につきましては、当社ウェブサイトに掲載することによりご送付に代えさせていただきます。

### 株主様へのお願い

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主の皆さまには当日のご来場を見合わせていただき、書面又はインターネットによる議決権行使を行っていただきますよう強くご推奨申し上げます。
- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ご用意できる座席数に限りがございます。そのため、入場者数を制限してご入場をお断りする場合がございます。あらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。
- ・本総会会場へのご来場を検討されている株主様におかれましては、当社ウェブサイトです前申し込みを行っていただきますようお願い申し上げます。なお、事前申し込みを行わずにご来場された場合、入場者制限のためにご入場をお断りする場合がございます。
- ・ご来場の際は、マスクの持参・着用の上、会場入口付近での検温及び消毒へのご協力をお願いいたします。なお、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、入場をお断りさせていただく場合がございます。
- ・当社役員及び運営スタッフは、事前に健康状態を確認した上で参加し、必要に応じてマスクを着用させていただきます。
- ・本総会当日までの感染拡大の状況や政府・自治体の要請等により、上記対応を変更する場合がございますので、ご来場の際は当社ウェブサイト (<https://www.pbsystems.co.jp/>) をあらかじめご確認くださいようお願い申し上げます。

## 【インターネットによる議決権行使のご案内】

インターネットによる議決権行使は、パソコン又はスマートフォンから当社の指定する下記の議決権行使ウェブサイトにてご利用いただくことが可能です。

### 1. 議決権行使ウェブサイトについて

〔議決権行使ウェブサイトアドレス〕 <https://www.net-vote.com/>

議決権の行使期限は、2022年12月22日（木曜日）午後6時までとなっておりますので、お早めに行使をお願いいたします。

### 2. インターネットによる議決権行使方法について

〔パソコンをご利用の方〕

上記の議決権行使ウェブサイトにアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載の「ログインID」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内にしたがって議案の賛否をご入力ください。

〔スマートフォンをご利用の方〕

同封の議決権行使書用紙に記載の「スマートフォン用QRコード」を読み取りいただくことにより、「ログインID」及び「パスワード」を入力することなく議決権を行使いただくことができます。

なお、一度議決権を行使された後で行使内容を変更される場合は、上記の議決権行使ウェブサイトアクセスしていただき、議決権行使書用紙に記載の「ログインID」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内にしたがって議案の賛否をご入力ください。（QRコードは株式会社デンソーウェアの登録商標です。）

### 3. ログインID及びパスワードのお取り扱いについて

- (1) 議決権行使書用紙に記載されているログインIDは、本株主総会に限り有効です。
- (2) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。大切にお取り扱いください。
- (3) パスワードの再発行をご希望の場合は、後記の専用ダイヤルにご連絡ください。

### 4. ご留意事項

- (1) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際に発生する費用は、株主様のご負担となります。
- (2) 株主様のインターネット利用環境等によっては、ご利用いただけない場合もございます。
- (3) 議決権行使ウェブサイトは、携帯電話を用いたインターネットではご利用いただけませんのでご了承ください。

## 【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先】

株式会社アイ・アール ジャパン 証券代行業務部

〔専用ダイヤル〕 0120-975-960

〔受付時間〕 午前9時～午後5時（土・日・祝日を除く）

以上

(提供書面)

## 事業報告

(2021年10月1日から2022年9月30日まで)

### 1. 会社の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当事業年度（2021年10月1日～2022年9月30日）におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が残る中でワクチン追加接種等の各種政策の効果により持ち直しの動きが見られましたが、半導体供給不足の継続やウクライナ情勢による原材料価格の上昇、世界的な金融引き締めが続く中で円安の進行などにより経済活動への影響が懸念される、先行き不透明な状況が継続しました。

当社の属する情報通信業界は、半導体供給不足の懸念は依然としてあるものの、デジタル化等の流れを受けたソフトウェア投資増加の動きが見られ、競争力の向上のためのDXに向けた企業の投資意欲が活発です。

自治体、教育機関などの公共分野や関東圏の企業において、サイバー攻撃やシステム障害への耐性を高める投資や、自然災害等に対する事業継続計画（BCP）を見直しの機運が、「必須のレジリエンス」という事業コンセプトを推進する当社のセキュアクラウドシステム事業の追い風となっています。

メタバース（ネットワーク上の仮想空間）が社会課題の解決手段や企業のDXの一環として注目を集めており、当社のビジネスチャンスの拡大につながると当社は考えています。当社では2022年1月に設置したメタバース推進部が中心となり、3D仮想空間の構築経験やクラウドIT基盤構築などの当社がこれまで蓄積したノウハウを活かして協業体制の構築やメタバースソリューションのプロトタイプ開発を進めています。

このような事業環境の中、当社は自治体や教育機関などの公共分野や中堅企業へのレジリエンス（障害やサイバー攻撃に対する防御と回復の仕組み）に対応したクラウド基盤構築サービスの販売など「必須のレジリエンス」という事業コンセプトを推進し、関東圏の顧客開拓においては、東京に本社を置くIT企業との協業を進め、プライベートクラウドとパブリッククラウド（Citrix Cloud）を組み合わせたVDIなどの先進的なハイブリッドクラウドを顧客に導入するなど、協業を起点とした販売拡大にも取り組みました。関東の中堅企業向けのクラウド基盤構築やSaaS事業者の旺盛なクラウド基盤拡張需要についても関東圏の協業会社を開拓して生産力を高めて対応に取り組みしました。

その結果、当事業年度における売上高は2,503,247千円(前事業年度は2,165,368千円)、営業利益は270,275千円(前事業年度は230,780千円)、経常利益は262,380千円(前事業年度は230,709千円)、当期純利益は183,715千円(前事業年度は164,808千円)となりました。

セグメントごとの業績は次のとおりです。

(セキュアクラウドシステム事業)

関東圏の大手SaaS事業者向けクラウド基盤関連の販売や自治体や教育機関などの公共分野や関東圏の中堅企業向けレジリエンスソリューション販売が堅調に推移した結果、セキュアクラウドシステム事業の売上高は、2,451,638千円(前事業年度は2,151,966千円)、営業利益は503,904千円(前事業年度は466,841千円)となりました。

(エモーショナルシステム事業)

4DOHを活用したイベント運営サービスの販売を積極的に推進した結果、エモーショナルシステム事業の売上高は、51,608千円(前事業年度は13,402千円)、営業損失は3,561千円(前事業年度は営業損失29,693千円)となりました。

なお、全社営業利益は、各セグメントの営業損益の合計から、報告セグメントに分配していない全社費用230,067千円を差し引いた数値となっています。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費です。

② 設備投資の状況

当事業年度における重要な設備投資はありません。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分                    | 年 度 | 第23期       | 第24期       | 第25期       | 第26期                  |
|------------------------|-----|------------|------------|------------|-----------------------|
|                        |     | (2019年9月期) | (2020年9月期) | (2021年9月期) | (当事業年度)<br>(2022年9月期) |
| 売 上 高 (千円)             |     | 1,778,068  | 2,281,941  | 2,165,368  | 2,503,247             |
| 経 常 利 益 (千円)           |     | 126,933    | 219,088    | 230,709    | 262,380               |
| 当 期 純 利 益 (千円)         |     | 134,945    | 143,087    | 164,808    | 183,715               |
| 1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円) |     | 28.90      | 25.74      | 28.03      | 30.10                 |
| 総 資 産 (千円)             |     | 1,023,698  | 1,098,070  | 1,567,687  | 1,910,378             |
| 純 資 産 (千円)             |     | 362,040    | 591,999    | 731,905    | 891,266               |

- (注) 1. 当社は、2020年1月1日付で普通株式1株につき2株、2020年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。2019年9月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益を算定しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況  
該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

##### ① セキュアクラウドシステム事業の営業利益率の向上

当社は2022年10月6日の東証グロース市場への上場を機に、「強い会社」を目指すため、主力事業であるセキュアクラウドシステム事業の営業利益率16%（※1）を2027年9月期までに達成するというKGI（経営目標達成指標）と、2つのKPI（重要業績評価指標）を設定しました。国内のシステムインテグレーター企業131社における営業利益率の平均値は7.3%（※2）であり、当社がKGIに設定した16%は、その上位5位に入る優良な利益水準です。

KGIを達成するためには、ハードウェアやソフトウェア、クラウドサービスや当社の自社製品などのうち、付加価値の高いカテゴリの販売を増やしていくことが重要となります。そのため、当社は第一のKPI（重要業績評価指標）を「売上総利益率が25%以上の高付加価値製商品の売上高」と設定しました。製商品販売の高付加価値化を図る戦略として、レジリエンスソリューションの自治体のシステム強靱化や関東圏中堅企業の事業継続（BCP）災害復旧（DR）需要に対して、Dell Technologies社製のバックアップ統合製品であるDP4400を中心とした高付加価値なレジリエンスソリューションの販売を推進するとともに、企業のDXとデータ活用の需要に対してシトリックス製品を核とした基幹システムのクラウド化ソリューションの販売拡大と、ETL製品（データの抽出、変換、格納）によるデータ利活用への対応強化に努めていきます。

次いで、提案営業や受注後の構築に技術力が必要な高付加価値分野の商品の受注力、構築力を高めることが重要であるために、第二のKPIとして「セキュアクラウドシステム事業のエンジニア・セールスエンジニア数」を設定しました。このKPIを実現するための人材採用・育成戦略として、専任の人事担当を採用し、中途採用・新卒採用の推進と人材採用チャネルの拡大を図るとともに、システム構築を担当するエンジニアと顧客提案を担当するセールスエンジニアを社内育成する中長期的な人事・教育制度の整備に努めていきます。

（※1）営業利益率は事業計画に基づき、全社費用配賦後の営業利益率を算定・記載しています。

（※2）売上高10億円以上のシステムインテグレーター131社の2019年8月以降の最新期決算（変則決算を除く）の営業利益率。2022年9月上旬時点の民間調査会社による当社調べ。

##### ② 「必須のレジリエンス」事業コンセプトの推進

DX（デジタルトランスフォーメーション）の進展や、コロナ禍を契機としたテレワークの普及により、社会のデジタル依存度が急速に高まっています。情報システムを構成するネットワークやデータベースサーバー類の障害等により、一部でもシステムが停止した場合には、想像以上に甚大な影響を生じ、ひいては社会問題にまで発展しかねません。ランサムウェアなどのサイバー攻撃により復旧困難な

障害に陥ることも、近年多発しています。サイバー攻撃や人為的ミスなどによるデータの棄損や改竄に対して、100%防御することは不可能であり、インシデントの発生都度、多くの労力を使い緊急対処せざるを得ない現実があります。こうした中、今、企業経営者に求められていることは、前向きなデジタル化の推進と同時に、障害発生時に極力短時間でシステムを回復する「レジリエンス」の重要性を意識したシステムを構築することです。単に止まらない前提のシステムではなく、万が一止まっても速やかに回復できるシステム、つまり、回復のための選択肢を準備しておくことが必須です。これこそ事業の強靱化であり、その実現には、システム設計の熟慮とともに人的な運用体制まで含めた、高度なノウハウが必要となります。

当社は独立系システム構築会社として様々なシステム障害対応の経験を有しており、それらのノウハウの蓄積と、メーカーを問わず優れた製品やサービスをいち早く検証し、組み合わせることで「レジリエンス」を更に発展させるよう活動しています。

回復力と強靱化を意味する「レジリエンス」の重要性をすべての企業、自治体に向けて発信し、従来からの「基幹システムのクラウド化」と新しい「必須のレジリエンス」というコンセプトを二本柱として関連するサービスを拡張させることにより、セキュアクラウドシステム事業を発展させていくことは当社の重要課題です。

「レジリエンス」は、2025年の崖を乗り越え、様々なDXを外連味なく実行可能にし、持続可能な企業成長を促すことになり、SDGsに対しても必須のキーワードとなります。

### ③ 優良顧客の獲得のための営業力の強化

顧客のビジネス進展に応じて、システムに関する様々なご相談を当社に継続して行っていただけロイヤルカスタマーの数を増加させることが、当社の安定的成長に欠かせない経営課題です。そのために、九州地場優良企業の開拓だけでなく、国内でも経済規模の大きい関東圏のロイヤルカスタマーの増加に対する営業力の強化に努めていきます。

### ④ スtock型売上の拡大

当社は、クラウド基盤構築の受託業務を主体とする会社であり、それらはフロー型の売上となりますが、保守などのStock型売上についても拡大を図っていきます。当社が構築したシステムの保守だけでなく、他社が構築したシステムについても当社が保守サービスを提供できるよう、他社構築システムのアセスメントと保守提供の体制を整備していきます。また、サブスクリプション型（月額料徴収型）のソフトウェア、クラウドサービスを組み合わせたハイブリッドクラウドシステムの構築・販売を推進することで、Stock売上高の拡大に努めていきます。

### ⑤ エモーショナルシステム事業の黒字化

エモーショナルシステム事業は、営業損益において赤字が継続している状態であることから、黒字化



を当社の喫緊の重要課題としています。そのために2023年9月期は固定費の低減を継続しつつも4DOHを活用したイベント運営サービスの展開を推進し、早期の事業成長のためメタバースやシニア市場などの新たな需要に向けた研究開発と市場開拓に努めていきます。

#### (5) 主要な事業内容（2022年9月30日現在）

当社の主な事業は、セキュアクラウドシステム事業とエモーショナルシステム事業であります。

##### [セキュアクラウドシステム事業]

セキュアクラウドシステム事業は、企業システムのクラウド化やシステム障害から迅速回復するためのレジリエンス環境を整備するインフラ構築を中心とした事業であり、その他に、企業、団体向けの販売管理や生産管理といったシステム開発、仮想化環境に特化した自社プロダクト販売を行っています。

##### [エモーショナルシステム事業]

エモーショナルシステム事業は、メタバースを利用したサービスを立ち上げる事業者や、防災施設、VR（仮想現実感）を用いた各種シミュレーションを行う事業会社、博物館などの文化施設やテーマパーク等のレジャー産業を中心とした顧客向けに、空間を仮想化するための特殊な映像技術を用いた、4DOHというVRシアターの技術開発及び設備製造販売及び、4DOHを活用したイベント運営サービスを行っています。

**(6) 主要な事業所及び工場** (2022年9月30日現在)

| 事業所名 | 所在地               |
|------|-------------------|
| 本社   | 福岡市博多区東比恵三丁目3番24号 |

**(7) 従業員の状況** (2022年9月30日現在)

| 従業員数     | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|----------|-----------|-------|--------|
| 53 (4) 名 | 4名増 (2名減) | 45.6歳 | 8年9ヶ月  |

| セグメントの名称       | 従業員数 (名) |
|----------------|----------|
| セキュアクラウドシステム事業 | 35 (3)   |
| エモーショナルシステム事業  | 2 (-)    |
| 報告セグメント計       | 37 (3)   |
| 全社 (共通)        | 16 (1)   |
| 合計             | 53 (4)   |

(注) 1. 従業員数は、執行役員及び契約社員を含んでおります。なお、臨時雇用者数 (パート、派遣社員を含む) は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 全社 (共通) として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

**(8) 主要な借入先の状況** (2022年9月30日現在)

| 借入先          | 借入残高     |
|--------------|----------|
| 株式会社福岡銀行     | 54,991千円 |
| 株式会社北九州銀行    | 41,314千円 |
| 株式会社西日本シティ銀行 | 21,604千円 |

**(9) その他会社の現況に関する重要な事項**

当社は、2022年10月6日付で東京証券取引所グロース市場に株式上場いたしました。

## 2. 株式の状況 (2022年9月30日現在)

- (1) 発行可能株式総数 18,547,200株
- (2) 発行済株式の総数 6,152,800株 (うち自己株式50,095株)
- (3) 当事業年度末の株主数 2,479名

### (4) 上位10名の株主

| 株主名                                                                       | 持株数      | 持株比率   |
|---------------------------------------------------------------------------|----------|--------|
| 富田和久                                                                      | 849,600株 | 13.92% |
| 森崎高広                                                                      | 291,172株 | 4.77%  |
| 彌永玲子                                                                      | 248,717株 | 4.07%  |
| 宮越則和                                                                      | 220,800株 | 3.61%  |
| NOMURA PB NOMINEES LIMITED<br>OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)<br>(常任代理人 野村證券株式会社) | 201,200株 | 3.29%  |
| 山代ガス株式会社                                                                  | 192,000株 | 3.14%  |
| 加賀電子株式会社                                                                  | 108,000株 | 1.76%  |
| 株式会社ゼネラルアサヒ                                                               | 103,700株 | 1.69%  |
| MSIP CLIENT SECURITIES<br>(常任代理人 モルガン・スタンレー<br>M U F G 証券株式会社)            | 103,500株 | 1.69%  |
| アセンテック株式会社                                                                | 100,000株 | 1.63%  |

(注) 持株比率は自己株式 (50,095株) を控除して計算しております。

### 3. 新株予約権等の状況

#### 当事業年度末日における新株予約権等の状況

第4回新株予約権（2016年12月27日定時株主総会決議及び2017年1月13日取締役会決議）

- ・発行した新株予約権の数 387個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数 普通株式 309,600株  
(新株予約権1個につき800株)
- ・新株予約権の払込金額 無償
- ・新株予約権の行使価額 1株当たり 126円
- ・新株予約権の行使期間 2019年1月14日から2026年12月27日まで
- ・新株予約権の行使条件

- 1) 行使しようとする本新株予約権又は権利者について「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとします。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りではありません。
- 2) 1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとします。
- 3) 権利者が死亡した場合には、権利者の相続人は、未行使の本新株予約権を相続するものとします。但し、相続は1回に限るものとし、権利者の相続人中、本新株予約権を承継する者が死亡した場合には、本新株予約権は行使できなくなるものとします。

・当事業年度末日における職務執行の対価として交付された新株予約権の当社役員の保有状況

|               | 名 称      | 個 数  | 保 有 者 数 |
|---------------|----------|------|---------|
| 取締役（社外取締役を除く） | 第4回新株予約権 | 366個 | 2名      |

## 4. 会社役員 の 状況

### (1) 取締役及び監査役の状況 (2022年9月30日現在)

| 地 位       | 氏 名     | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                     |
|-----------|---------|---------------------------------------------|
| 代表取締役社長   | 富 田 和 久 |                                             |
| 取 締 役     | 森 崎 高 広 | 技術フェロー                                      |
| 取 締 役     | 彌 永 玲 子 | 管理本部長                                       |
| 取 締 役     | 吉 富 裕 之 | 営業本部長                                       |
| 取 締 役     | 福 田 聡   | 製造本部長                                       |
| 取 締 役     | 枇杷木 秀 範 | 株式会社アズコミュニケーションズ 社外監査役                      |
| 取 締 役     | 工 藤 広 太 | 株式会社企業経営サポート宮崎 代表取締役<br>株式会社Miur 取締役        |
| 常 勤 監 査 役 | 池 田 登   | エコマルシェオニヅカ株式会社 社外取締役                        |
| 監 査 役     | 大 原 和 司 | 株式会社フィールド・アセットマネジメント 代表取締役<br>株式会社アビタシオン 会長 |
| 監 査 役     | 八 尋 光 良 | 八尋光良法律事務所 代表<br>株式会社アビタシオン 監査役              |

- (注) 1. 取締役枇杷木秀範氏及び工藤広太氏は、社外取締役であります。
2. 監査役池田登氏、大原和司氏及び八尋光良氏は社外監査役であります。
3. 常勤監査役池田登氏は、金融機関での長年の業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、社外取締役及び社外監査役全員を東京証券取引所及び福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
5. 当事業年度中の取締役及び監査役の地位・担当等の異動は次のとおりであります。
- ①2021年12月24日開催の定時株主総会において富田和久、森崎高広、彌永玲子、吉富裕之、枇杷木秀範、工藤広太の各氏が取締役に選任され、それぞれ就任いたしました。
- ②2021年12月24日開催の定時株主総会において大原和司氏が監査役に選任され、就任いたしました。

6. 当社では、業務執行体制を強化し、より機動的かつ効率的な業務運営を行うため、執行役員制度を導入しております。2022年9月30日現在の執行役員の役職及び氏名は次のとおりです。

| 役    | 職              | 名             | 氏 | 名     |
|------|----------------|---------------|---|-------|
| 執行役員 | 製造本部D1-Project | リーダー兼開発部長     | 新 | 開 誠 治 |
| 執行役員 | 営業本部           | エモーショナルシステム部長 | 西 | 山 敬 二 |
| 執行役員 | 経営企画           | 部長            | 松 | 下 幸 史 |
| 執行役員 | 営業本部           | 営業部長          | 宮 | 地 洋   |

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役2名及び監査役3名との間でそれぞれ、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

## (3) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

## (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

該当事項はありません。

## (5) 取締役及び監査役の報酬等の総額

### ① 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分       | 報酬等の総額<br>(千円) | 報酬等の種類別の総額 (千円) |             |            | 対象となる<br>役員の員数<br>(名) |
|-----------|----------------|-----------------|-------------|------------|-----------------------|
|           |                | 基本報酬            | 業績連動<br>報酬等 | 非金銭<br>報酬等 |                       |
| 取締役       | 89,880         | 89,880          | －           | －          | 7                     |
| (うち社外取締役) | (4,290)        | (4,290)         | (－)         | (－)        | (2)                   |
| 監査役       | 5,400          | 5,400           | －           | －          | 3                     |
| (うち社外監査役) | (5,400)        | (5,400)         | (－)         | (－)        | (3)                   |
| 合 計       | 95,280         | 95,280          | －           | －          | 10                    |
| (うち社外役員)  | (9,690)        | (9,690)         | (－)         | (－)        | (5)                   |

## ② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、1997年2月6日開催の創立総会において年額100,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は3名であります。

監査役の金銭報酬の額は、1997年2月6日開催の創立総会において年額50,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は1名であります。

## ③ 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年12月24日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

- a. 各取締役の報酬は、株主総会において決議された限度額の範囲内で、会社業績、各取締役の役割、責務及び貢献度等を総合的に勘案して、取締役会において審議の上決定する。
- b. 監査役の報酬は、株主総会において決議された限度額の範囲内で、個々の監査役の職務に応じた報酬額を監査役会で協議の上決定する。

## (6) 社外役員に関する事項

### ① 社外役員の重要な兼職等の状況

| 区分    | 氏名     | 兼職先                  | 兼職の内容 | 関係   |
|-------|--------|----------------------|-------|------|
| 取締役   | 枇杷木 秀範 | 株式会社アズコミュニケーションズ     | 社外監査役 | 特になし |
| 取締役   | 工藤 広太  | 株式会社企業経営サポート宮崎       | 代表取締役 | 特になし |
|       |        | 株式会社Miur             | 取締役   | 特になし |
| 常勤監査役 | 池田 登   | エコマルシェオニヅカ株式会社       | 社外取締役 | 特になし |
| 監査役   | 大原 和司  | 株式会社フィールド・アセットマネジメント | 代表取締役 | 特になし |
|       |        | 株式会社アビタシオン           | 会長    | 取引先  |
| 監査役   | 八尋 光良  | 八尋光良法律事務所            | 代表    | 取引先  |
|       |        | 株式会社アビタシオン           | 監査役   | 取引先  |

② 社外役員の主な活動状況

| 区 分   | 氏 名       | 出 席 状 況、 発 言 状 況 及 び<br>社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                               |
|-------|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取 締 役 | 枇 杷 木 秀 範 | 当事業年度に開催した取締役会17回の全てに出席いたしました。主に豊富な企業経営の経験に基づく観点から、取締役会において積極的に意見を述べており、経営の監督と経営判断への助言など、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。                                    |
| 取 締 役 | 工 藤 広 太   | 当事業年度に開催した取締役会17回の全てに出席いたしました。主に金融機関グループ企業における経営者としての経験に基づく観点から、取締役会において積極的に意見を述べており、経営の監督と経営判断への助言など、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。                       |
| 監 査 役 | 池 田 登     | 当事業年度に開催した取締役会17回及び監査役会14回の全てに出席し、金融機関グループ企業他複数の事業会社における経営者としての経験に基づく観点から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の内部監査等について適宜必要な発言を行っております。 |
| 監 査 役 | 大 原 和 司   | 当事業年度に開催した取締役会17回及び監査役会14回の全てに出席し、企業経営者としての経営管理の業務知識・経験に基づく観点から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経営管理体制等について適宜必要な発言を行っております。         |
| 監 査 役 | 八 尋 光 良   | 当事業年度に開催した取締役会17回及び監査役会14回の全てに出席し、弁護士としての長年の経験と専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜必要な発言を行っております。              |

③ 上記記載内容に関する社外役員の意見  
該当事項はありません。



## 5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の氏名又は名称 海南監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                           |          |
|---------------------------|----------|
| 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額   | 14,000千円 |
| 公認会計士法第2条第1項の業務以外に係る報酬等の額 | 600千円    |
| 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額  | 14,600千円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額などを区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、監査業務に係る報酬等の額についてはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)として、合意された手続業務を委託し対価を支払っております。

(4) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、職務執行状況、報酬見積りの算出根拠等について検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断した場合には、監査役全員の同意により、会計監査人を解任いたします。この場合、解任後最初に招集される株主総会において、解任した旨及びその理由を報告いたします。

(6) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、内部統制システムの整備に関する基本方針について、次のとおり定めております。

(内部統制システムの整備に関する基本方針)

#### 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の取締役及び使用人が公正で高い倫理観に基づいて行動し、広く社会から信頼される経営体制を確立するため、「株式会社ピー・ビーシステムズ 企業倫理綱領」を制定し、代表取締役社長が中心となってその精神を役職員に周知する。会社の業務執行が全体として適正かつ健全に行われるために、取締役会は企業統治を一層強化する観点から、実効性ある内部統制システムの構築と法令・定款遵守の体制の確立に努める。

また、監査役はこの内部統制システムの有効性と機能を監査の方針に基づいて監査するとともに、定期的に検証を行うことで、課題の早期発見と是正に努めることとする。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 取締役の職務の執行に係る情報は、文書化（電磁的記録を含む）を行い、経営判断等のもととなった関連資料とともに保存する。文書管理においては、主管部門を設置し、管理対象文書をその保管場所、保存期間及び管理方法を定める。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報は、取締役又は監査役から要請があった場合に備え、適時閲覧可能な状態を維持する。

(3) 主管部門及び文書保管部門は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理について、継続的に改善を行う。

(4) 内部監査部門は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関して監査を行う。主管部門及び被監査部門は、是正又は改善の必要がある場合には、その対策を講ずる。

#### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 当社の業務執行に係るリスクに関して、各関係部門においてそれぞれ予見されるリスクの分析と識別を行い、リスク管理体制を明確化するとともに、代表取締役社長が任命した内部監査担当者が各部門のリスク管理の状況を監査し、その結果を代表取締役社長に報告する。

(2) 重大なリスクに対してしかるべき予防措置をとることとし、緊急時の対策等をマニュアル等に定め、リスク発生時には、これに基づき対応を行う。

- (3) 取締役会は、必要に応じて外部専門家（弁護士、公認会計士、税理士等）との連携をはかり、適切なリスク対応を行う。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (1) 取締役会の運営に関する規程を定めるとともに、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
- (2) 取締役会の決議により、業務の執行を担当する執行役員を選任し、会社の業務を委任する。執行役員は、取締役会で決定した会社の方針及び取締役社長の指示の下に業務を執行する。
- (3) 事業計画に基づき、予算期間における計数的目標を明示し、事業部門の目標と責任を明確化するとともに、予算と実績の差異分析を通じて所期の業績目標の達成を図る。
- (4) 内部監査部門は、事業活動の効率性及び有効性について監査を行う。被監査部門は、是正及び改善の必要があるときは、速やかに措置を講ずる。
5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役による監査が実効的に行われることを確保するために、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、代表取締役社長は監査役と協議の上、必要と認める人員を補助すべき使用人として指名する。
6. 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 監査役は、取締役の指揮・監督を受けない専属の使用人とし、その任命、解任、人事異動、人事評価、懲戒処分、賃金の改定等には監査役の事前の同意を必要とする。
7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- (1) 取締役及び使用人は、職務執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼす虞のある事実を知ったときは、遅滞なく監査役に報告しなければならない。
- (2) 取締役及び使用人は、事業・組織に重大な影響を及ぼす決定、内部監査の実施結果を遅滞なく監査役に報告する。
- (3) 上記(1)から(2)の監査役への報告を行った者に対して、これを理由とする不利益な取り扱いを行うことを禁止する。

8. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において確認の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 代表取締役社長は、監査役と定期的な会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見交換の他、意思の疎通を図るものとする。
- (2) 取締役会は、業務の適正を確保する上で重要な業務執行の会議への監査役の出席を確保する。
- (3) 監査役は必要に応じて、独自に外部専門家（弁護士、公認会計士、税理士等）を活用し、監査役業務に関する助言を受ける機会を保障されるものとする。

10. 財務報告の適正性と信頼性を確保するための体制

- (1) 財務報告が適正に行われるよう、当基本方針に基づく経理業務に関する規程を定めるとともに、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性向上を図る。
- (2) 財務報告に関して虚偽記載が発生する可能性のあるリスクについて識別、分析し、財務報告への虚偽記載を防ぐため、財務報告に係る業務についてその手順等を整備し、リスクの低減に努める。
- (3) 内部監査部門は、内部統制の欠陥に関する重要な事実等が発見された場合、遅滞なく、取締役会又は経営会議に報告する。また、併せて監査役へ報告する。
- (4) 上記(1)から(3)に掲げる方針及び手続等を運用するに当たり、IT環境の適切な理解とこれを踏まえたITの有効かつ効率的な利用を推進し、ITに係る全般統制及び業務処理統制の整備に努め、迅速かつ適切な対応ができるようにする。
- (5) 内部監査部門は、財務報告に係る内部統制に対して監査を行い、その有効性について評価し、是正、改善の必要があるときは、遅滞なく社長に報告し、同時に監査役へ報告する。

11. 反社会的勢力排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力との一切の取引を許容しない業務運営を図ることが、企業の社会的責任であることを十分に認識し、社会的正義を実践すべく、毅然とした態度で臨むことを基本的な考え方として、以下の体制を整備する。

- (1) 反社会的勢力に関する情報収集及び反社会的勢力への対応並びに役職員への教育については、総務部を統括部門とする。

- (2) 総務部は、随時関係行政機関や弁護士に相談を行い、助言、指導等を受けることとする。
- (3) 各業務執行部門は、取引先に対する反社会的勢力に関する調査を実施し、反社会的勢力との関係遮断に努める。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しており、その基本方針に基づき以下の具体的な取組みを行っております。

- ① 主な会議の開催状況として、取締役会は17回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の業務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が17回に出席いたしました。その他、監査役会は14回、コンプライアンス委員会は11回開催いたしました。
- ② 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長及び経営企画部、監査法人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っており、当社代表取締役社長との意見交換会は4回開催いたしました。
- ③ 経営企画部は、内部監査計画に基づき、当社の各部門の業務執行の監査、内部統制監査を実施しました。

## 7. 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、支配に関する基本方針は、特に定めておりません。

~~~~~  
本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てております。
また、比率は、表示単位未満を四捨五入しております。

貸借対照表

(2022年9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,859,896	流 動 負 債	807,881
現金及び預金	653,631	買掛金	461,330
電子記録債権	1,549	1年内返済予定の長期借入金	51,818
受取手形、売掛金及び契約資産	977,568	未払金	44,310
商品及び製品	193,546	未払費用	47,295
仕掛品	4,875	未払法人税等	41,251
原材料及び貯蔵品	235	未払消費税等	11,256
前払費用	21,902	受注損失引当金	1,685
預け金	6,475	前受金	142,646
その他	113	預り金	6,288
固 定 資 産	50,481	固 定 負 債	211,230
有 形 固 定 資 産	4,918	長期借入金	66,091
建築物	740	長期前受金	145,139
構築物	327	負 債 合 計	1,019,112
工具、器具及び備品	3,850	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	16,216	株 主 資 本	891,266
ソフトウェア	16,051	資本金	246,895
電話加入権	164	資本剰余金	246,895
投資その他の資産	29,346	資本準備金	246,895
出資金	30	利 益 剰 余 金	440,923
敷金	8,924	利益準備金	165
差入保証金	1,257	その他利益剰余金	440,758
長期前払費用	278	繰越利益剰余金	440,758
繰延税金資産	18,855	自 己 株 式	△43,447
資 産 合 計	1,910,378	純 資 産 合 計	891,266
		負 債 純 資 産 合 計	1,910,378

損益計算書

(2021年10月1日から2022年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		2,503,247
売 上 原 価		1,834,028
売 上 総 利 益		669,219
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		398,943
営 業 利 益		270,275
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	11	
為 替 差 益	652	
雑 収 入	799	1,463
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	992	
保 証 料	176	
上 場 関 連 費 用	8,188	9,358
経 常 利 益		262,380
税 引 前 当 期 純 利 益		262,380
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	63,871	
法 人 税 等 調 整 額	14,793	78,664
当 期 純 利 益		183,715

株主資本等変動計算書

(2021年10月1日から2022年9月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								純 資 産 計
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本計 合 本 計	
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利 益 準 備 金	その他利益 剰 余 金	繰越利益 剰 余 金			
当期首残高	246,895	246,895	246,895	165	281,331	281,496	△43,382	731,905	731,905
会計方針の変更による累積的影響額					△24,289	△24,289		△24,289	△24,289
会計方針の変更を反映した当期首残高	246,895	246,895	246,895	165	257,042	257,207	△43,382	707,615	707,615
当期変動額									
当期純利益					183,715	183,715		183,715	183,715
自己株式の取得							△65	△65	△65
当期変動額合計	—	—	—	—	183,715	183,715	△65	183,650	183,650
当期末残高	246,895	246,895	246,895	165	440,758	440,923	△43,447	891,266	891,266

個 別 注 記 表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 棚卸資産の評価基準 及び評価方法	商品及び製品、 仕掛品、原材料	… 個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。
2. 固定資産の減価償却 の方法	有形固定資産	… 定率法を採用しております。 但し、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
		建物 15年
		構築物 10年～20年
		工具、器具及び備品 4年～15年
	無形固定資産	… ①市場販売目的のソフトウェア 見込販売可能期間（3年）における見込販売収益に基づく償却額と販売可能な残存販売期間に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい額により償却しております。 ②自社利用目的のソフトウェア 社内における利用可能期間（3年～5年）に基づく定額法を採用しております。
3. 引当金の計上基準	受注損失引当金	… 受注契約に係る将来の損失に備えるため、損失発生の可能性が高く、その損失額を合理的に見積もることができる受注契約に係る当該将来損失見込額を計上しております。

4.収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。なお、取引の対価は履行義務を充足してから概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

① ソフトウェア開発、システム構築等

ソフトウェア開発、システム構築等の成果物に関して顧客の検収が要件となるサービスの提供において、サービスに対する支配が顧客に一定期間にわたり移転する場合には、これに応じて当社の履行義務が充足されるため、一定期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積り方法は、見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）で算出しております。ただし、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合又は少額である場合には、一定期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

また、準委任契約による役務提供取引においては、サービスの提供が完了し、請求可能となった時点で収益を認識しております。

② 保守・運用サービス

システム環境等の当社が提供する保守等は、契約期間にわたって保守・運用サービスを提供しており、契約に定められたサービス提供期間で義務を履行するにつれて、顧客が便益を享受すると考えられることから、一定期間にわたり充足される履行義務として、経過期間に基づき収益を認識しております。なお、保守・運用サービスの提供にあたり、メーカー等仕入先によるハードウェア・ソフトウェア本体に係る保守等は、少額なものを除き、当社が提供する保守等契約と同様にその契約期間にわたり収益を認識しております。

③ 製品及び商品の販売

構築作業等を伴わない製品及び商品の販売では、顧客への納品が完了した時点で履行義務が充足されると判断しており、一時点での収益を認識しております。なお、国内の販売において出荷時から商品等の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時の一時点で収益を認識しております。

④ ライセンスの販売

ソフトウェアライセンスの販売は、当社が知的財産の形態又は機能性を変化させる活動や、ライセンス期間にわたって知的財産の価値を維持するための活動を実施することなく、ソフトウェア使用权を付与する履行義務を負っております。当該履行義務は製品を引き渡す一時点において顧客が製品に対する支配を獲得し充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。

⑤ クラウドサービス

ソフトウェアライセンスがクラウドサービス上で提供される場合には、通常のライセンス使用权とサポ

ートサービス等が一体となって顧客に提供されるため、それらを単一の履行義務として識別しております。このサービスについては、契約期間にわたってサービスを提供する義務があるため、契約に定められたサービス提供期間で義務を履行するにつれて、顧客が便益を享受すると考えられることから、一定期間にわたり充足される履行義務として、経過期間に基づき収益を認識しております。

- 5.その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
- 消費税等の会計処理 … 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式により、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

II. 会計方針の変更に関する注記

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、ソフトウェア開発等の請負契約につきましては、従来、顧客による検収基準を適用しておりました契約のうち、サービスに対する支配が顧客に一定期間にわたり移転する場合には、サービスを顧客に移転する履行義務の充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積り方法は、見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）で算出しております。なお、ごく短い期間、又は少額な請負契約については完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。また、メーカー等仕入先が提供するハードウェア・ソフトウェア本体に係る保守等契約につきましては、従来は当該契約開始前の手配完了時に収益を認識しておりましたが、少額なものを除き当社が提供する保守等契約と同様にその契約期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、従来の会計処理と比較して、当事業年度の売上高は153,370千円増加し、売上原価は120,000千円増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ33,369千円増加しております。また、繰越利益剰余金の当期首残高は24,289千円減少しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「売掛金」は、当事業年度より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示することといたしました。また、前事業年度の損益計算書において、「売上高」に表示していた「製商品売上高」及び「サービス売上高」、「売上原価」に表示していた「製商品売上原価」及び「サービス売上原価」は、当事業年度より「売上高」、「売上原価」として一括して表示することといたしました。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首より適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

Ⅲ. 会計上の見積りに関する注記

1. 一定の期間にわたり履行義務の充足に係る進捗度に応じて認識する収益

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
売上高	2,503,247
(うち、一定の期間にわたり履行義務の充足に係る進捗度 に応じて認識した収益)	23,722

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

当社は、ソフトウェア開発、システム構築等の成果物の引き渡し義務を負う一定の請負契約について、一定の期間にわたり履行義務が充足されるものとして当事業年度末までの履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積り、その進捗度に応じて収益を認識する方法を適用しています。当該進捗度は、プロジェクトの見積総原価に対する当事業年度末までの発生原価の割合（インプット法）に基づき算定しています。

② 主要な仮定

見積総原価は、原則として契約ごとの作業内容及び工数に要因別の単価を乗じることで合理的に見積もっています。

当社は、所定の基準に該当するプロジェクトの原価について計画に対する実績の発生状況をモニタリングすることにより、見積総原価を見直しています。

③ 翌年度の計算書類に与える影響

当社は、見積総原価と発生原価との比較や、その時点でのプロジェクトの進捗状況等を踏まえた最新の情報に基づいて見直した契約の見積総原価を妥当なものと考えていますが、将来の状況の変化によって見積りと実績が乖離した場合は、当社の損益に影響を与える可能性があります。

2. 請負契約に係る受注損失引当金の見積り

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
受注損失引当金	1,685

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

当社は、受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しています。個別受注契約のプロジェクトにおいて、見積総原価が収益総額を超える可能性が高く、かつ予想される損失額を合理的に見積もることができる場合に、将来の損失見積額を受注損失引当金として算出しています。

② 主要な仮定

見積総原価は、原則として契約ごとの作業内容及び工数を要因別の単価を乗じることで合理的に見積もっています。

当社は、所定の基準に該当するプロジェクトの原価について計画に対する実績の発生状況をモニタリングすることにより、見積総原価を見直しています。

③ 翌年度の計算書類に与える影響

当社は、見積総原価と発生原価との比較や、その時点でのプロジェクトの進捗状況等を踏まえた最新の情報に基づいて見積もった将来の損失見込額を妥当なものと考えていますが、将来の状況の変化によって見積りと実績が乖離した場合は、当社の損益に影響を与える可能性があります。

3. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
繰延税金資産	18,855

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は繰延税金資産について、将来事業年度の課税所得を合理的に見積り、回収可能性を判断した上で計上を行っております。新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響を含めた今後の経営環境の変化等によっては、翌事業年度において、当該将来事業年度の課税所得の見積り及び繰延税金資産の計上額が変動する可能性があります。

IV. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 32,818千円

2. 当座貸越契約

当社は、効率的な運転資金の調達を行うため、主要取引金融機関と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末における借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額	330,000千円
借入実行残高	－千円
<hr/>	
差引額	330,000千円

3. 受取手形、売掛金及び契約資産

受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

売掛金	951,473千円
契約資産	26,094千円
受取手形	－千円

V. 損益計算書に関する注記

(受注損失引当金繰入額)

売上原価に含まれる受注損失引当金繰入額は、1,685千円です。

VI. 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)	摘 要
普通株式	6,152,800	—	—	6,152,800	単元株式数 100株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)	摘 要
普通株式	50,000	95	—	50,095	単元株式数 100株

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株の買取請求による取得によるものであります。

3. 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 309,600株

Ⅶ. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

経営計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。投機目的のデリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である電子記録債権、受取手形、売掛金及び契約資産は顧客の信用リスクに晒されております。

買掛金、未払金、預り金、未払法人税等は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

長期借入金は、主に運転資金のための資金調達であります。これらは、返済又は利息の支払期日において流動性リスクに晒されているため、担当部署が適時に資金計画を作成し、管理を行っております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、債権管理規程に従い、各事業部門における債権管理責任者が取引先の状況をモニタリングし、取引先別に債権残高、回収期日を管理するとともに、経営状況の異常等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

営業債務の一部には、外貨建取引のものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、一定額以上の取引に関しては為替予約等を行う方針であります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

各部門からの報告に基づき担当部署が随時、資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度末における金融商品の貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金	(117,909)	(117,859)	(△49)

- ※1 「現金及び預金」、「電子記録債権」、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「未収消費税等」、「買掛金」、「未払金」、「預り金」、「未払法人税等」については、すべて短期で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- ※2 負債に計上されている金融商品については、() で示しております。
- ※3 長期借入金は、1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区 分	時 価			合 計
	レベル1	レベル2	レベル3	
長期借入金	-	(117,859)	-	(117,859)

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

Ⅷ. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
商品評価損	9,117千円
減価償却超過額	20
未払賞与	9,429
収益認識基準対応	474
敷金償却	1,271
減損損失	4,147
未払事業税等	2,630
繰延税金資産小計	27,092
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△8,236
評価性引当額小計	△8,236
繰延税金資産合計	18,855
繰延税金負債	—
繰延税金負債合計	—
繰延税金資産純額	18,855

IX. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

X. 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	セキュアクラウド システム事業	エモーショナル システム事業	
一時点で移転される財又はサービス	1,303,537	50,420	1,353,958
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	1,148,101	1,188	1,149,289
顧客との契約から生じる収益	2,451,638	51,608	2,503,247
その他の収益	—	—	—
外部顧客への売上高	2,451,638	51,608	2,503,247

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「個別注記表 I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 4.収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の残高は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当事業年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	658,986	951,473
契約資産	22,797	26,094
契約負債	235,624	287,785

契約資産は、主にシステム開発等における請負契約に基づいて、進捗度に基づき収益を認識した未請求の履行義務に係る対価に対する当社の権利に関するものであります。契約資産は、顧客の検収時に顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、主に保守やクラウドサービス等の取引のうち、履行義務が一定の期間にわたり充足されるものの対価について顧客から受領した前受金であり、保守期間またはサービス期間の履行義務の充足に従い収益へ振り替えられます。また、製品及び商品販売取引で商品等の引き渡し時点で収益を認識する取引において、商品の引き渡し前に既に受領した対価についても同様の取扱いとしております。これらの前受金については、貸借対照表上、流動負債の前受金及び固定負債の長期前受金に含まれております。

また、当事業年度に認識された収益の額のうち期首時点で契約負債に含まれていた金額は、147,779千円であります。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社では、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、残存履行義務に配分した取引価格の記載を省略しております。また、保守やクラウドサービス等の取引における履行義務については、履行義務の充足から生じる収益を「収益認識に関する会計基準の適用指針」第19項に従って認識していることから、それぞれ注記を省略しております。

XI. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	146円04銭
1株当たり当期純利益	30円10銭

XII. 重要な後発事象に関する注記

(公募増資による新株の発行)

当社は、2022年10月6日付で東京証券取引所グロース市場に上場いたしました。当社は上場にあたり、2022年9月20日開催の取締役会において、次のとおり公募による新株式の発行を決議し、2022年10月5日に払込が完了いたしました。

(1) 募集方法	一般募集（ブックビルディング方式による募集）
(2) 発行する株式の種類及び数	普通株式 220,000株
(3) 発行価格	1株につき 811.00円
(4) 引受価額	1株につき 760.50円 この価額は当社が引受人より1株当たりの新株式払込金として受取った金額であります。なお、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
(5) 払込金額	1株につき 760.50円 この金額は日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、2022年9月28日に決定された金額であります。
(6) 資本組入額	1株につき 380.25円
(7) 発行価額の総額	178,420千円
(8) 引受価額の総額	167,310千円
(9) 払込金額の総額	167,310千円
(10) 資本組入額の総額	83,655千円
(11) 払込期日	2022年10月5日
(12) 資金の使途	以下の使途に充当する予定であります。 ①事業拡大のための新規人材の採用費及び人件費 ②業務効率向上・災害等リスクへの対応のための社内システム設備投資 なお、残額については、借入金返済へ充当する予定であります。

(第三者割当増資)

当社は、2022年10月6日付で東京証券取引所グロース市場に上場いたしました。当社は上場にあたり、2022年9月20日開催の取締役会において、Jトラストグローバル証券株式会社が行うオーバーアロットメントによる当社株式の売出しに関連して、同社を割当先とする第三者割当増資による新株式の発行を次のとおり決議し、2022年10月21日に払込が完了しました。

(1) 発行する株式の種類及び数	普通株式 20,300株
(2) 割当価格	1株につき 760.50円
(3) 割当先	Jトラストグローバル証券株式会社
(4) 払込金額	1株につき 760.50円 この金額は2022年9月28日に決定された一般募集における払込金額と同一の金額であります。
(5) 資本組入額	1株につき 380.25円
(6) 割当価格の総額	15,438千円
(7) 払込金額の総額	15,438千円
(8) 資本組入額の総額	7,719千円
(9) 払込期日	2022年10月21日
(10) 資金の使途	以下の使途に充当する予定であります。 ①事業拡大のための新規人材の採用費及び人件費 ②業務効率向上・災害等リスクへの対応のための社内システム設備投資 なお、残額については、借入金返済へ充当する予定であります。

(新株予約権の行使による増資)

当社が発行いたしました第4回新株予約権の一部について、2022年10月25日付で権利行使がありました。当該新株予約権の権利行使の概要は次のとおりであります。

(1) 発行した株式の種類及び株式数	普通株式 95,200株
(2) 行使新株予約権数	119個
(3) 行使価額総額	11,995千円
(4) 増加した資本金の額	5,997千円
(5) 増加した資本準備金の額	5,997千円

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年11月18日

株式会社ピー・ビーシステムズ
取締役会 御中

海南監査法人

東京都渋谷区

指 定 社 員 公 認 会 計 士 秋 葉 陽
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 高 島 雅 之
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ピー・ビーシステムズの2021年10月1日から2022年9月30日までの第26期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

1. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2022年9月20日開催の取締役会において、公募による新株式の発行を決議し、2022年10月5日に払込が完了している。
2. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2022年9月20日開催の取締役会において、オーバーアロットメントによる株式の売出しに関連して、第三者割当増資による新株式の発行を決議し、2022年10月21日に払込が完了している。
3. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、新株予約権の行使による増資が行われている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年10月1日から2022年9月30日までの第26期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、インターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議にオンライン形式等で出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人海南監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 後発事象

会計監査報告の内容となっていない重要な後発事象はありません。

2022年11月28日

株式会社ピー・ビーシステムズ 監査役会

常勤監査役（社外監査役）池 田 登 ㊟

監 査 役（社外監査役）大 原 和 司 ㊟

監 査 役（社外監査役）八 尋 光 良 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられたことから、変更案第14条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第14条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本付則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p><u>附則</u></p> <p>1. 定款第14条（電子提供措置等）の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</p> <p>2. 本附則は、前項の株主総会の日から3か月を経過した日後にこれを削除する。</p>

第2号議案 取締役1名選任の件

取締役7名のうち福田聡氏は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、改めて取締役1名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
福田聡 (1973年2月13日)	1995年4月 四国情報センター株式会社入社 2002年10月 当社入社 2009年10月 当社基盤本部技術部長 2015年10月 当社製造本部技術部長 2016年4月 当社執行役員製造本部副本部長 2020年12月 当社取締役製造部長(現任)	15,200株
【選任理由】 福田聡氏を取締役候補者とした理由は、同氏は製造部門での勤務経験を積み、当社取締役就任後は製造本部長として当社企業価値の向上に尽力しており、今後もそれらの知識と経験を活かし、特に当社の力強い成長のために経営手腕が発揮されることを期待するものです。		

(注) 候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役3名のうち、池田登氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査体制の強化のため1名増員し、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
1	いけだのぼる 池田登 (1952年8月27日)	1987年4月 (株)西日本相互銀行（現西日本シティ銀行）入行 2005年5月 福岡ソフトバンクホークスマーケティング(株) 常勤監査役 2008年5月 福岡ソフトバンクホークスマーケティング(株) 取締役執行役員（営業本部担当） 2010年4月 福岡ソフトバンクホークスマーケティング(株) 取締役執行役員（CB本部担当） 2011年5月 福岡ソフトバンクホークスマーケティング(株) 常勤監査役 2014年3月 福岡ソフトバンクホークス(株) 常勤監査役 2017年5月 福岡ソフトバンクホークス(株) 顧問 2017年10月 エコマルシェオニヅカ(株) 社外取締役（現任） 2019年5月 当社社外監査役（現任）	1,655株
<p>【選任理由】 池田登氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏が長年の金融機関業務、取締役及び監査役の経験で培われた業務知識等、経営や会計に関する知見等を有し、当社の監査においてその職務を適切に遂行していただけると判断したためであります。</p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
2	日下健太 (1969年4月24日) ※	1992年10月 監査法人朝日新和会計社（現有限責任あずさ監査法人） 1997年7月 日下健彦税理士事務所（現税理士法人日下事務所） 2001年12月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ） 2011年7月 日下健太公認会計士税理士事務所開設 代表（現任） 2012年3月 株式会社日本テレメッセージ 監査役（現任） 2015年8月 株式会社ベガコーポレーション 社外取締役（監査等委員）（現任） 2019年6月 株式会社テクノスマイル 社外監査役 2021年6月 株式会社テクノスマイル 社外取締役（監査等委員）（現任）	- 株
【選任理由】 日下健太氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏が公認会計士として長年にわたり会計監査等業務、社外監査役等に従事し、企業会計・監査の分野において豊富な知識と経験を有しており、当社の監査体制がさらに強化されるものと判断したためであります。			

- (注) 1. ※印は、新任候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 池田登氏及び日下健太氏は、社外監査役候補者であります。
4. 池田登氏は、現在、当社の社外監査役であります。同氏の監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年7ヶ月となります。
5. 候補者の所有する当社の株式数は、2022年9月30日時点の株式数を記載しております。
6. 当社は、池田登氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、同氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。また、日下健太氏の選任が承認された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
7. 当社は、池田登氏を東京証券取引所及び福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。また、日下健太氏につきましても東京証券取引所及び福岡証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員とする予定であります。

以上

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines, evenly spaced, extending across the width of the page. These lines are intended for writing the content of the memo.

株主総会会場ご案内図

会場：ホテルクリオコート博多 4階パロックA B
福岡県福岡市博多区博多駅中央街5番3号 TEL 092-472-1111



<交通手段>

J R 鹿児島本線 博多駅 筑紫口（新幹線出口）から徒歩1分
福岡市地下鉄空港線 博多駅 東5番出入口上

<お知らせ>

- ・受付開始は午前9時30分を予定しております。